

埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則

制定	平成11年	2月12日	規則第2号
改正	平成13年	2月13日	規則第5号
	平成14年	3月20日	規則第2号
	平成15年	2月26日	規則第1号
	平成19年	3月29日	規則第4号
	平成20年	3月31日	規則第4号
	平成22年	3月31日	規則第1号

埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合（以下「組合」という。）において制定すべき規則のうち、鶴ヶ島市規則を準用することについて必要な事項を定めるものとする。

（準用する規則）

第2条 組合において制定すべき規則のうち、次の表の左欄に掲げる規則は、当該右欄に掲げる鶴ヶ島市規則を準用するものとする。

組合において制定すべき規則	準用する鶴ヶ島市規則
通勤手当の支給に関する規則	通勤手当の支給に関する規則 （昭和41年規則第17号）
職員の給与の支給に関する規則	職員の給与の支給に関する規則 （昭和41年規則第20号）
期末手当及び勤勉手当に関する規則	期末手当及び勤勉手当に関する規則 （昭和42年規則第3号）
住居手当に関する規則	住居手当に関する規則 （昭和49年規則第29号）
職員の定年等に関する規則	鶴ヶ島市職員の定年等に関する規則 （昭和60年規則第5号）
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則	鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 （平成9年規則第3号）
再任用短時間勤務職員の給料月額の数計算に関する規則	再任用短時間勤務職員の給料月額の数計算に関する規則 （平成14年規則第2号）
財務規則	鶴ヶ島市財務規則 （平成4年規則第8号）

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則）

工事検査規則	鶴ヶ島市工事検査規則 (平成4年規則第2号)
--------	---------------------------

(読み替え規定)

第3条 前条の規定により準用する場合にあつては、鶴ヶ島市規則中「鶴ヶ島市」とあるのは「埼玉西部環境保全組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と、「総合政策部長、部長、総務課長又は財政課長」とあるのは「事務局長」と、「課長又は工事主管課長」とあるのは「事務局次長、所長、主幹又は工事を主管する事務局次長、所長、主幹」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 この規則において、準用する鶴ヶ島市工事検査規則第3条第1項中「市長が任命する」とあるのは「事務局長が指名する」と、同条第3項中「鶴ヶ島市事務決裁規則（平成3年規則第9号）別表第1」とあるのは「埼玉西部環境保全組合事務決裁規則（平成19年規則第5号）別表」と読み替えるものとし、同条第2項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第5号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行し、改正後の埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則第2条の表中特例一時金に関する規則については、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成15年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第4号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち毛呂山町規則を準用する規則（昭和62年規則第3号）
- (2) 埼玉西部環境保全組合予算事務規則（平成9年規則第2号）
- (3) 埼玉西部環境保全組合工事施行規則（平成13年規則第8号）

- 3 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）第168条に規定する会計管理者が組合に置かれるまでの間、準用する鶴ヶ島市規則中「会計管理者」とあるのは、「収入役」と読み替えるものとする。

附 則（平成20年規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際平成21年度の出納整理期間中における鶴ヶ島市財務規則の様式の規定の適用については、なお従前の例による。

様式第1号 (第4条関係)

年度歳入予算見積書

款		見積額		前年度予算額		比較増(△)減		年度決算見込額		年度決算額	
項		千円		千円		千円		千円		千円	
目		千円		千円		千円		千円		千円	
※積算根拠には、見積額の上に()で前年度見積額を記載してください。											
節	積算根拠	見積額	前年度	比較増減	概要						
コード	説明	A	B	A-B	(根拠法令、交付基準、内容、充当先等)						

歳入

様式第2号（第9条関係）

年度歳入補正予算（第号）見積書

		補正前予算額		補正額		補正後予算額		年度決算額			
		千円		千円		千円		千円			
歳	項										
目											
コード		積算根拠		補正前 A		補正額 B		補正後 A+B		補正理由・内容、充当先等	
説明											

歳入

様式第3号（第4条関係）

年度歳出予算見積書

款		見積額	前年度予算額	比較増(△)減	年度決算見込額	年度決算額
項		千円	千円	千円	千円	千円
目		千円	千円	千円	千円	千円
事業		財源内訳	国県支出金	地方債	その他	一般財源
		千円	千円	千円	千円	千円
※積算根拠には、見積額の上に()で前年度見積額を記載してください。						
節	積算根拠	見積額	前年度	比較増減	概要(根拠法令、交付基準、内容等)	
明		A	B	A-B		
説						

歳出

様式第4号（第9条関係）

年度歳出補正予算（第号）見積書

単位：千円		補正前予算額		補正額		補正後予算額		年度決算額	
款	項	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	事業		財源内訳	国県支出金	地方債	その他	一般財源		
コード	節	積算根拠	補正前A	補正額B	補正後A+B	補正理由・内容等			
説明									

歳出

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則）

様式第23号（第15条関係）

出 支出負担行為票

決裁区分	決 裁									
	合 議					審 査				

下記の通り支出負担行為を行います。

起 票 日		負担行為日		負担行為番号		
年度		予算区分		予 算 現 額		
起票部署		会 計 款 項 目 業 事 業 節 細 節 説 明 部 署		負 担 行 為 済 額		
				予 算 残 額		
支出負担行為額						
支払方法			支出区分			
相手方						
摘 要						

備 考	
-----	--

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則）

様式第24号（第19条関係）

出 予算流用票

決裁区分 <input type="checkbox"/>	決 裁									
	合 議					審 査				

下記の通り予算流用を行います。

起 票 日		流用申請番号	
申 請 日			
年 度		予算区分	
	流 用 元 科 目	流 用 先 科 目	
起票部署 会計 款 項 目 事 業 節 細 節 説 明 部 署			
流 用 前			
予算現額			
予算残額			
流 用 後			
予算現額			
予算残額			
流 用 額			
摘 要			

備 考	
-----	--

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則）

様式第25号（第21条関係）

出 予備費充用票

決裁区分 <input type="checkbox"/>	決 裁									
	合 議					審 査				

下記の通り予備費充用を行います。

起 票 日		充用申請番号	
申 請 日			
年 度		予算区分	
	充 用 元 科 目 (予備費)	充 用 先 科 目	
起票部署 会 計 款 項 目 業 節 細 節 説 明 署			
充 用 前			
予算現額			
予算残額			
充 用 後			
予算現額			
予算残額			
充 用 額			
摘 要			

備 考	
-----	--

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則）

様式第35号（第27条関係）

入 調定票

決裁区分 <input style="width: 40px; height: 40px;" type="text"/>	決 裁									
	合 議					審 査				

下記の通り調定を行います。

起 票 日				調定番号	
調 定 日					
年 度		予算区分			
起票部署				予 算 現 額	
会 計 款 項 目 節 説 明 部 署				調 定 済 額	
				収 入 済 額	
				不 納 欠 損 済 額	
				収 入 未 済 額	
調 定 額					
相手方					
摘 要					

備 考	
-----	--

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則）

様式第36号（第31条関係）

出 戻入票

決裁区分 <input style="width: 40px; height: 40px;" type="text"/>	決 裁										
	合 議					審 査					

下記の通り負担行為兼支出命令戻入を行います。

起 票 日		返納期限(期日)		戻入番号	
戻 入 日				命令番号	
支 払 日					
年 度		予算区分			
起票部署				予 算 現 額	
会 計 款 項 目 事 業 節 細 節 説 明 部 署				負 担 行 為 済 額	
				支 出 命 令 済 額	
				予 算 残 額	
				戻 入 前 支 払 済 額	
				戻 入 後 支 払 済 額	
				控 除 額	
返 納 額				消 費 税 額	
請求日		請求番号			
支払方法		支出区分			
相手方					
受取人					
摘 要					

備 考	
-----	--

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則）

様式第42号（第45条関係）

入 収入票

決裁区分 <input style="width: 40px; height: 40px;" type="text"/>	決 裁									
	合 議					審 査				

下記の通り収入を行います。

起 票 日					収入番号	
収 入 日					調定番号	
年 度		予算区分				
起票部署				予 算 現 額		
会 計				調 定 済 額		
款 項				収 入 済 額		
目 節				不 納 欠 損 済 額		
説 明				収 入 未 済 額		
部 署						
収 入 額				収 入 件 数		
相 手 方						
摘 要						

備 考	
-----	--

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則）

様式第43号（第47条関係）

入 不納欠損票

決裁区分 <input type="text"/>	決 裁									
	合 議					審 査				

下記の通り不納欠損を行います。

起 票 日				不納欠損番号	
不納欠損日					
年 度		予算区分		予 算 現 額	
起票部署				調 定 済 額	
会 計				収 入 済 額	
款 項				不 納 欠 損 済 額	
目 節				収 入 未 済 額	
説 明					
部 署					
不 納 欠 損 額				不納欠損理由	
摘 要					

備 考					
-----	--	--	--	--	--

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則）

様式第44号（第49条関係）

出 支出命令票

決裁区分 □	決 裁									
	合 議					審 査				

下記の通り支出命令を行います。

起 票 日		支払期限(期日)		支出命令番号	
支出命令日		支払予定日		負担行為番号	
負担行為日					
年 度		予算区分		予 算 現 額	
起票部署				負 担 行 為 済 額	
会 計				支 出 命 令 済 額	
款 項				予 算 残 額	
目 次				負 担 行 為 額	
事 業				負 担 行 為 残 額	
節 細 節				控 除 額	
説 明				差 引 支 払 額	
部 署				消 費 税 額	
支 出 命 令 額					
請求日		請求番号			
支払方法		支出区分			
相手方					
受取人					
摘 要					

支払済印	上記の金額を領収しました。 年 月 日 住所 氏名	(印)	収入印紙
------	------------------------------------	-----	------

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則）

様式第53号（第63条関係）

出 精算票

決裁区分 <input style="width: 40px; height: 40px;" type="text"/>	決 裁									
	合 議					審 査				

下記の通り精算を行います。

起 票 日		支出命令日		精算番号	
精 算 日		支 払 日		支出命令番号	
年 度		予算区分			
起票部署				支 払 額	
会 計				精 算 額	
款 項				追 給 額	
目 録				返 納 額	
事 業					
節 細 節					
説 明					
部 署					
返 納 額					
請求日		請求番号			
支払方法		支出区分			
相手方					
受取人					
摘 要					

上記の金額を精算します。 年 月 日	
住所 氏名	印

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則）

様式第59号（第87条関係）

入

歳入伝票振替票

決裁区分

--

決 裁									
合 議					審 査				

下記の通り歳入伝票振替を行います。

起 票 日				振 替 番 号
振 替 日				振替元伝票番号
起 票 部 署				
	振 替 元 科 目	振 替 先 科 目		
年 度				
予算区分				
会 計				
款				
項				
目				
節				
説 明				
部 署				
予 算 現 額				
調定済額				
振替前 収入済額				
振替後 収入済額				
不納欠損済額				
収入未済額				
振 替 額		振替件数		振替理由
摘 要				

備 考	
-----	--

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則）

様式第60号（第87条関係）

出 歳出科目振替票

決裁区分 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px;"></div>	決 裁									
	合 議					審 査				

下記の通り歳出科目振替を行います。

起 票 日					振 替 番 号	
振 替 日						
起 票 部 署						
	振 替 元 科 目			振 替 先 科 目		
年 度 予 算 区 分 会 計 款 (大 費 目) 項 (中 費 目) 目 (小 費 目) 事 業						
節 細 節						
説 明 部 署						
予 算 現 額						
振 替 前 予 算 (現 金) 残 額						
振 替 後 予 算 (現 金) 残 額						
振 替 額				振 替 理 由		
摘 要						

備 考	
-----	--